

東松島市 市民生活維持協力金 (令和4年燃油高騰対応)のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による燃油高騰を受け、運送事業者（貨物自動車運送事業、タクシー業、運転代行業を営む事業者）の経営に深刻な影響を及ぼす中、社会インフラとして市民生活の維持に不可欠な運送事業者の事業継続を支援するため、協力金を支給します。

受付期間： 8月15日(月)から10月31日(月)まで

1 対象となる事業者 (下記全てに該当する事業者)

- 東松島市内に本社、支店又は営業所を有する事業者のうち、下記事業を営む事業者（※大企業除く）
 - 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業
 - 貨物軽自動車運送事業
 - タクシー業
 - 運転代行業
- 申請日時点において営業実態が確認できる事業者であって、申請日以降も事業を継続する事業者であること。
- 事業の営業に際し、法令違反がないこと。
- 申請日時点において対象事業に必要な許可又は認定を有していること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

2 支給額

区分 (①～④のいずれかに該当する事業を営む者)	1事業者当たりの支給額	
① 一般貨物・特定貨物自動車運送事業	事業用自動車が 1台以上10台	20万円
	事業用自動車が11台以上20台	40万円
	事業用自動車が21台以上30台	60万円
	事業用自動車が31台以上40台	80万円
	事業用自動車41台以上	100万円
② 貨物軽自動車運送事業	5万円	
③ タクシー業	20万円	
④ 運転代行業	3万円	

※1 一般貨物又は特定貨物自動車運送事業を営む事業者の協力金額は、東松島市内の本社、支店又は営業所に配置する事業用自動車（車検証に記載の「使用の本拠の位置」が東松島市内であるもの）の車両数に応じて支給します。

※2 事業用自動車：事業用に使用する車両（緑・黒ナンバーの車両。リース契約含む）

※3 複数の対象事業を営んでいる事業者の協力金の額は、それぞれの区分による算出した金額のうち、最も大きい金額とします。

「申請の際に必要な書類は裏面へ」

3 申請の際に必要な書類

	提出書類	備考
1	申請書兼請求書（様式第1号）	
2	各営業許可証等の写し	<貨物自動車運送事業> 下記いずれかの書類 ・自動車運送事業の許可証、更新許可証、許可申請（届出）書 <タクシー業> 一般乗用旅客自動車運送業の許可証 <運転代行業> 自動車運転代行業の認定証
3	営業（事業）実態が確認できる書類の写し	直近の確定申告書の写し 法人：法人税申告書別表1 個人：所得税確定申告書第1表
4	交付対象車両一覧表（別記様式）	※ 下記事業者のみ提出 ・一般貨物自動車運送事業 ・特定貨物自動車運送事業
5	交付対象車両の車検証の写し	※ 下記事業者のみ提出 ・一般貨物自動車運送事業 ・特定貨物自動車運送事業 ・貨物軽自動車運送事業
6	代表者の本人確認書類の写し	例：運転免許証、パスポート等 法人：法人代表者の本人確認書類の写し 個人：事業主本人の確認書類の写し
7	振込先口座番号と口座名義がわかる通帳等の写し	
8	提出書類チェックリスト	

※申請書は、東松島市のホームページからダウンロードしてください。
 （市役所商工観光課、市役所本庁舎総合案内窓口、東松島市商工会の窓口でも配布しております）

< 申請書提出先 >

※郵送のみ（新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での提出をお願いします。）

〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前5
 東松島市商工観光課「商工振興・企業誘致係」宛
 ☎0225-82-1111（内線：2167、5151）

申請書は
 こちらから↓

